

「文化財総合的把握モデル事業」実施委託要項

平成20年5月12日
文化庁次長決定

1 趣旨

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書で提言された「歴史文化基本構想」を推進するため、複数の地方公共団体において、モデルケースとして基本構想の策定を行い、その方向性や課題を明らかにする。

2 委託事業の内容

事業の実施に当たっては、歴史文化基本構想等策定委員会を設置し、以下の事業を実施する。

- (1) 域内の全ての文化財類型の調査
- (2) 調査に基づいた「歴史文化基本構想」の策定
- (3) 「歴史文化基本構想」に基づいた「保存活用計画」の策定
- (4) 地域住民等に対する説明会等の開催

3 委託先

市区町村

4 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から業務を終了する日又は当該年度末日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託を受けようとする市区町村は別に定めるところによる事業計画書を文化庁に提出すること。なお、相互に関連性のある市区町村の場合は、関連する市区町村が連名で事業計画書を提出することができる。
- (2) 文化庁は、市区町村から提出された事業計画の内容を審査し適切であると認めた場合、市区町村に対して事業を委託する。その際、事業の決定に当たっては、文化庁内に設置する文化財総合的把握モデル事業選定委員会の意見を聴くものとする。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費）、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、市区町村が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 業務完了の報告

市区町村は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は3月31日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、市区町村へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1) 文化庁は、市区町村における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、市区町村の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 市区町村は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 本事業の実施に当たっては、この要項で定める事項のほか、「文化財総合的把握モデル事業」実施委託要領による。